

## 医療的ケア者グループホーム支援事業 交付要綱

### (趣旨)

第1条 医療的ケアが必要な方のグループホームの整備を促進し、親亡き後の生活の場として、安心して生活できる機会を確保するため、医療的ケア者グループホームを運営する事業者に対し、施設整備費および施設運営費にかかる補助金を交付することとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および福井県健康福祉部障がい福祉課所管補助金等交付要綱によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、医療的ケアが必要な重症心身障がい者を定員の2分の1以上受け入れる共同生活援助事業所（以下、「グループホーム」という。）でかつ短期入所事業を実施する事業所を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下、「社会福祉法人等」という。）

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

#### (1) 施設整備費

グループホームかつ短期入所事業を実施する施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）

なお、土地の買収または整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用、その他施設整備費として適当と認められない費用については、補助の対象としない。

#### (2) 運営費

グループホームの運営に直接必要な経費（知事が必要と認めた経費を含む。）

### (補助率および補助上限額)

第4条 補助率および補助上限額は、下記のとおりとする。

#### (1) 施設整備費

補助率 3/4

補助上限額 補助対象経費の3/4もしくは国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助交付要綱」に準ずる金額で予算の範囲内

(参考) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

※下記の補助基準単価は、令和7年3月28日付け厚生労働事務次官通知から抜粋

○令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		補助基準額(標準)
共同生活援助	定員4人から10人	30,600,000円
	日中サービス支援型で定員の合計が20名まで	30,600,000円×2
	短期入所整備加算	13,500,000円
	※利用定員が2人以下の場合	13,500,000円×1/2
	エレベーター等設置整備加算	2,430,000円
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	11,100,000円
	居宅介護整備加算	7,470,000円
	避難スペース整備加算	43,200,000円

## (2) 施設運営費

補助率 定額

補助上限額 1年目 10,000千円/事業所  
2年目 5,000千円/事業所  
3年目 2,000千円/事業所

ただし、グループホームの運営収支が黒字とならない範囲まで

### (補助金の審査)

第5条 この補助金を申請する社会福祉法人等は、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業計画書の提出を受けたときは、別に定める審査会においてその内容を審査し、補助対象者を決定するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第5条および規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第7条の規定に基づき対象者に通知する。

2 知事は、前項の場合において、別に定める審査会等における意見を踏まえ、補助金の

適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請にかかる事項につき、修正を加え、または条件を付することができる。

#### (補助金交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等は、事業内容の変更をしようとする場合は、補助金交付変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

(2) 社会福祉法人等は、事業を中止し、または廃止しようとする場合には、補助金中止(廃止)申請書(様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 社会福祉法人等は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 社会福祉法人等は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿および証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

#### (実績報告書の提出)

第9条 社会福祉法人等は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金完了実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

#### (額の確定)

第10条 知事は、前条の補助金完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 社会福祉法人等は、補助金等の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、原則30日以内に補助金を交付するものとする。

#### (交付決定の取消)

第12条 知事は、社会福祉法人等が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第6条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

#### (財産の処分の制限)

第13条 社会福祉法人等は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した機械および器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない。

2 社会福祉法人等は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

#### (補助金の返還)

第14条 知事は、社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 社会福祉法人等は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

#### (雑則)

第15条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福井県健康福祉部障がい福祉課長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。